

第6回富山県入札契約適正化検討委員会 議事概要

日 時 平成20年9月5日（金） 10:00～11:30

場 所 県庁4階大会議室

出席者 委員 西頭委員(委員長)、柿澤委員、神川委員、小林委員、佐野委員、
杉原委員、山本委員

県 井波土木部長、夏野土木部次長、牧田土木部次長、高野管理課長、林建設
技術企画課長、祖川農林水産部参事、城木農林水産企画課長、遠藤耕地課長、
人母企業局経営管理課長 他

1 協議事項

低入札対策について

- (1) 調査基準価格の引上げについて
- (2) 技術者の増員の義務付けについて
- (3) 履行保証及び契約解除時における違約金の割合の引上げについて

2 主な質疑応答

<委員> 技術者の増員の義務付け及び履行保証の割合の引上げについては、企業にとって厳しいものになると思われる。そもそも低入札となった場合、当該入札価格にて適正な施工がなされるか県において審査を行うが、その結果、適正な施工がなされるものと判断したものについてまで、これらの義務を課すことはいかがなものか。

<県> 審査の時点で適正な施工が可能と判断したとしても、実際の施工に当たり、品質の低下、施工不能等となるケースが生じないとも限らない。これらの義務を課すことにより、確かに、企業にとっての負担は重くなるが、契約締結が不能になるわけではない（審査の時点で、これらの義務を課すことを前提にヒアリング等の調査を行うことになる。）。低入札を制度的に排除するという意図ではなく、要は、品質の確保に万全を期すということである。技術力・経営力に優れた企業であれば、これらの義務付けについても対応できるものと考えている。

<委員> 技術者の増員は企業にとってどれくらいの負担になるのか。実際、企業の技術者数（人的余裕）はどれくらいなのか。

<県> （各ランクごとの企業（無作為抽出）の技術者数を紹介した上で）

新たに1人の増員を義務付ける2,500万円以上の価格帯は、土木一式工事の場合、Aランク及びBランクの企業が対象となることから、過大な負担とまではいえないものと考える。Cランク及びDランクの企業については、非専任→専任となることにより、他の工事を受注することは難しくなるだろう。ただし、そもそも低入札案件は稀であること、公共工事が減少している昨今、特に下位ランクの企業については、手持工事を多数もつことはあまりないと考えられること等から、大きな問題にはならないものと考える。実際、技術者の増員を義務付けている他県においても、問題が生じているという話は聞いていない。

<委員> 履行保証を30%とした場合、金融機関等の保証が得られなくなることがあるのではないか。

<県> 当然、想定される。現金による保証が増加するものと考えている。

＜委員＞ 県民に安全な公共施設を提供するという県の立場からすれば、品質の確保を重視することは理解できる。品質の確保を図るという観点からすれば、技術者の増員の義務付け及び履行保証の割合の引上げについて異論はない。（「厳しい」という意見を考慮すれば）あとは程度の問題である。つまり、技術者の増員の義務付けていえば2,500万円という基準は妥当なのか、履行保証の割合の引上げについていえば30%という基準は妥当なのか、他に別の基準は考えられないのか。

＜県＞ 2,500万円という基準は、建設業法において、専任か非専任かの線引きをしている価格であるという理屈付けができるが、他の価格を基準に分けるとしても、その理屈付けが難しい。また、30%については、国をはじめ先行して実施している24県のすべてが30%としていることから、他の率を採用することは考えていない。

＜委員＞ 技術者の増員の義務付け及び履行保証の割合の引上げについては、企業にとっては確かに厳しいかもしれないが、だからこそ、低入札の抑止の効果は期待できる。

＜委員＞ 低入札については、下請へのしわ寄せ、粗雑工事等につながる可能性が高いことから、低入札の調査対象範囲を広げるという意味では、調査基準価格の引上げは理解できる。ただ、調査基準価格を引き上げた場合、全体的に落札率が上がることに対する懸念が払拭できない。

＜県＞ 落札率を上げることを意図して調査基準価格を引き上げるのではない。国のデータによれば、落札率が85%以下になると様々な弊害が生じるとされている。本県の落札率をH18とH19とで比較すれば、85%以下の割合が増加していることから、その対策を講ずるものである。

＜委員＞ 低入札に関しては、「安くできるのに何が悪い」といった意見もあることは事実である。しかし、最近の低入札案件には、実績が欲しいがためだけの理由によるものが見受けられる。こうした低入札案件は、下請に対するしわ寄せ、不良資材の使用等に伴い、粗雑工事となる懸念が大きい。よって、何らかの措置を講ずる時期にきていると考える。

＜委員＞ 入札制度改革については、急激な改革の流れの途上にあり、全国のいずれの発注機関においても、いわば試行錯誤の段階にあるといえる。見直し案にて実施し、その実績を検証したうえで、問題が生じれば再度見直しを検討するということもあっていいと思う。

【審議結果】

- ・ いずれも見直し案のとおり実施することに決定する。
- ・ 実施後、問題が生じた場合には、再度検討する。